

## いとちゃん mini バス停の追加について (案)

次のバス停の新設基準（平成 30 年度第 2 回地域公共交通会議にて承認）に合わせ、該当する 1 件のバス停を追加します。

【バス停の新設基準】 別紙参照

### 1. 基準に基づく適否

就労支援センター たまん	該当
--------------	----

### 2. バス停新設希望箇所（基準該当）

バス停名	就労支援センター たまん
地区名	真栄里
理由	障害者の就労支援施設であり、施設利用者の利用が見込まれるため新設を希望。
最寄りのバス停 (距離、利用者数)	路線バス：南部病院前 (700m、50 人) いとちゃん mini：T-5 社会福祉センター (400m、50 人)
バス停タイプ	シールタイプ
調整相手	就労支援センター たまん
位置図	
現場写真	<p>※バス停設置位置は調整中です。</p>

以上の 1 か所を新設案として関係機関との調整を進めています。

## いとちゃん mini バス停の新設・廃止基準【平成30年度第2回地域公共交通会議承認】

## 1) バス停の新設基準

高齢者や交通弱者の移動利便性を向上させることを目的としてバス停を新設する場合は、原則として下記基準をすべて満たしたうえで、糸満市で必要性を判断し、バス停新設承認案を作成後、交通会議で承認を受けること。

- ①新設しようとするバス停設置箇所の管理者（施設等管理者・道路管理者・交通管理者等）の同意が得られていること
- ②他の公共交通との結節点となる場所、もしくは市内主要施設であること（主要施設とは、公共施設、医療福祉施設、観光資源、コンビニエンスストア等の主な商業施設等）
- ③新設しようとするバス停の付近道程 200m 以内に既存いとちゃん mini バス停が無いこと、ただし、既存バス停が②である場合にはこの限りでない
- ④不特定多数の利用が見込まれること（自治会長からの要望書や公共交通サービスの低下により今後需要が見込まれると糸満市が判断したもの）

## 2) バス停の廃止基準

バス停を廃止する場合は、下記基準のいずれかに該当し、糸満市でバス停廃止承認案を作成後、交通会議で承認を受けること。

- ①バス停設置後ほとんど利用されておらず、今後も不特定多数の利用見込みが低いこと（月平均利用者が乗車・降車の合計で2名を下回る場合を目安とする）
- ②環境変化（施設解体等）によりバス停機能の維持が困難となったこと